

## 地域防災計画（原子力災害対策編）見直し概要について

### 1. 見直しの経緯

本県の地域防災計画（原子力災害対策編）は、福島第一原子力発電所の事故後、段階的に見直しを行ってきた。

今回の修正は、平成30年3月26日に開催された「平成29年度第2回福島原子力災害医療対策協議会」において了承された「福島県原子力災害医療行動計画（第2版）」の内容を反映させるとともに、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を踏まえ見直しを実施する。

### 2. 今回の見直しの内容（平成30年度修正）

見直しについては、以下の内容を中心として行う。

#### ○ 原子力災害医療体制の拡充について

##### （1）原子力災害医療機関の施設要件、原子力災害医療体制への移行

原子力災害医療体制を担う医療機関として新たに「高度被ばく医療支援センター」「原子力災害医療・総合支援センター」「原子力災害拠点病院」「原子力災害医療協力機関」について記載するもの

##### （2）原子力災害医療調整官の設置

県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応を指示する「原子力災害医療調整官」を新設するもの

##### （3）避難退域時検査及び除染等の用語変更

「スクリーニング」を「避難退域時検査」、「応急除染」を「簡易除染」にそれぞれ名称変更するもの

##### （4）医療中継拠点の追加

避難住民のうち傷病者等を搬送し、トリアージや治療処置、避難退域時検査等を行う「医療中継拠点」を新設するもの

##### （5）県現地災害対策本部医療班体制の見直し

県災害対策本部救援班に県現地対策本部医療班の役割を集約化するもの

## ○ 原子力災害医療体制以外について

### (1) 自然災害による警戒事態の判断基準の変更

警戒事態の判断基準を「立地道府県で震度6弱以上の地震を観測」から「立地市町村で震度6弱以上の地震を観測」に変更するもの

### (2) 屋内退避中における自然災害への対応

自然災害により屋内退避が出来ない場合等における対応を明確にするもの

### (3) 防護措置の実施方針策定

緊急時にオフサイトセンターにおいて作成される原子力災害による避難等の具体的な方針（「防護措置の実施方針」）について明記するもの

### (4) 地域原子力防災協議会の位置づけ

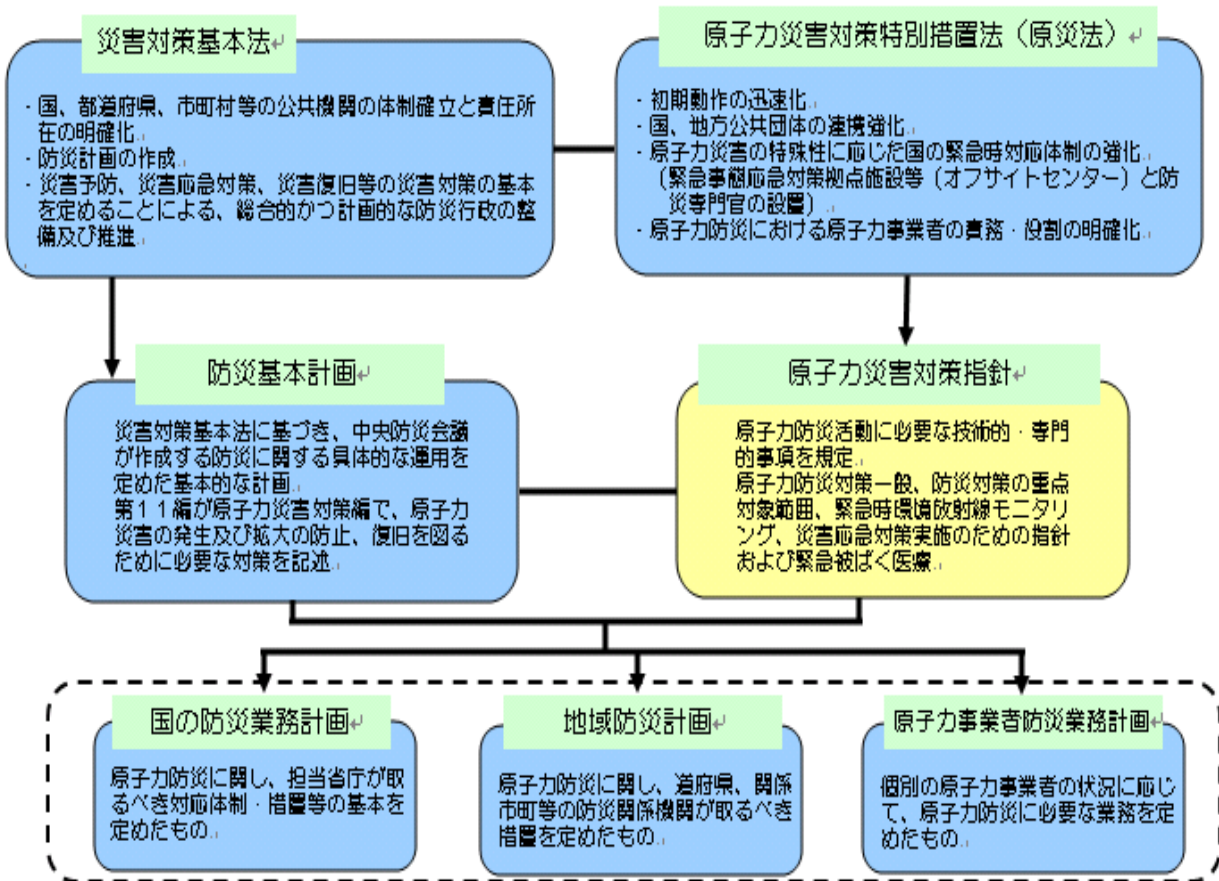
国が地方自治体の地域防災計画や避難計画等の具体化・充実化を支援するために設置している「地域原子力防災協議会」について計画に位置付けるもの

# 原子力災害医療体制について

## 1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、知事が会長を務める福島県防災会議において作成が義務付けられており、福島県の地域に係る国の機関、市町及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務の大綱について定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

### 原子力防災に関する法体系



## 2 計画修正の背景

今回、国の原子力災害対策指針が修正されたこと、及び平成 29 年 3 月に策定された「福島県原子力災害医療行動計画」との整合性を図るため、本計画を修正する。

### 3 計画修正の概要

今回の地域防災計画の主要な修正事項は以下のとおりである。

#### ★原子力災害対策指針の改正等に対応した修正

- ・原子力災害に対応する医療機関等の施設要件を定めるとともに、名称を変更（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害医療派遣チーム等）【新旧対照表 P38、131 他】
- ・「原子力災害医療調整官」を新たに設置。【新旧対照表 P134】
- ・旧被ばく医療体制から原子力災害医療体制への移行に伴う連携体制図の変更。新旧対照表 P140】

#### ★避難退域時における検査及び除染等の具体化【新旧対照表 P143 他】

- ・「スクリーニング」及びその際の「応急除染」を、「避難退域時検査」及び「簡易除染」に名称を変更。

※文章の表現上、「スクリーニング」と据え置いている箇所もあり。

【新旧対照表 P132、144 他】

#### ★医療中継拠点の追加【新旧対照表 P132、143】

- ・避難住民の内、傷病者等を搬送し、トリアージ、治療処置や避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布場所としての機能を持つ「医療中継拠点」を避難経路上に設置することを追加記載。

※「福島県原子力災害医療行動計画」に明記されている

#### ★県現地対策本部医療班（以下、医療班という。）の修正

【新旧対照表 P135、144 他】

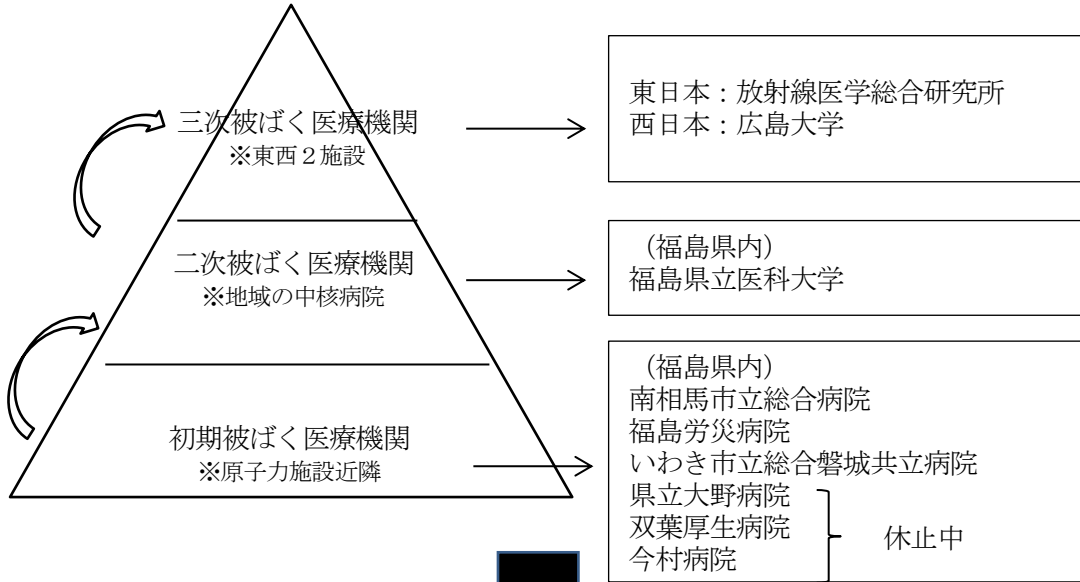
- ・県災害対策本部救援班に医療班の役割を集約化。
- ・医療班は、オフサイトセンター医療班の助言を受けながら、情報の収集・分析等を担い、必要に応じて県災害対策本部救援班との連携・情報共有等を図るものとする。

### 4 その他

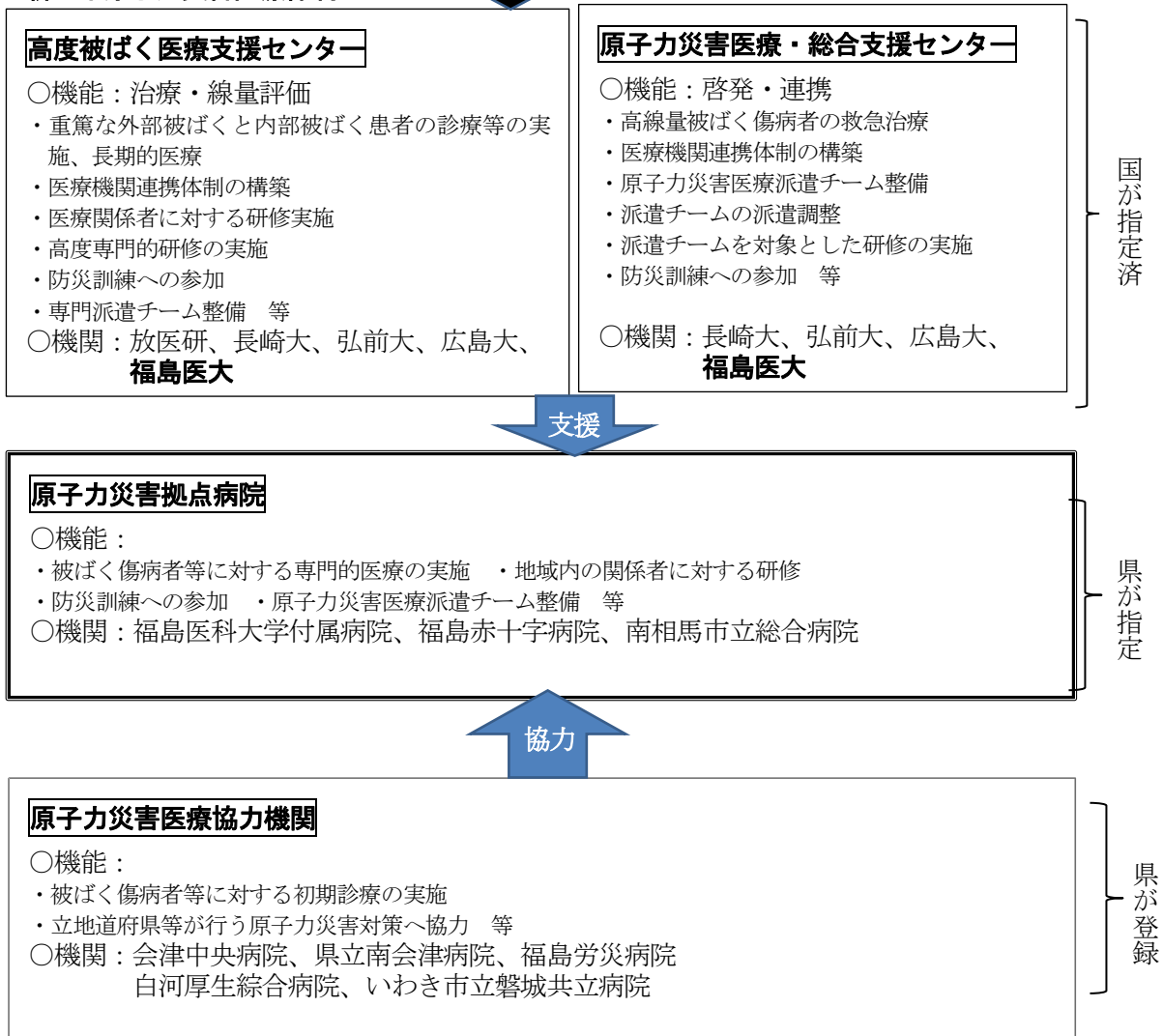
- ・文言表記の統一・修正及び法人名称の変更等、所要の修正

★原子力災害対策指針の改正等に対応した修正

□従来の緊急被ばく医療体制



□新たな原子力災害医療体制



## ★ 避難退域時における検査及び除染等の具体化

### ○原子力災害対策指針 用語の変更

旧：スクリーニング

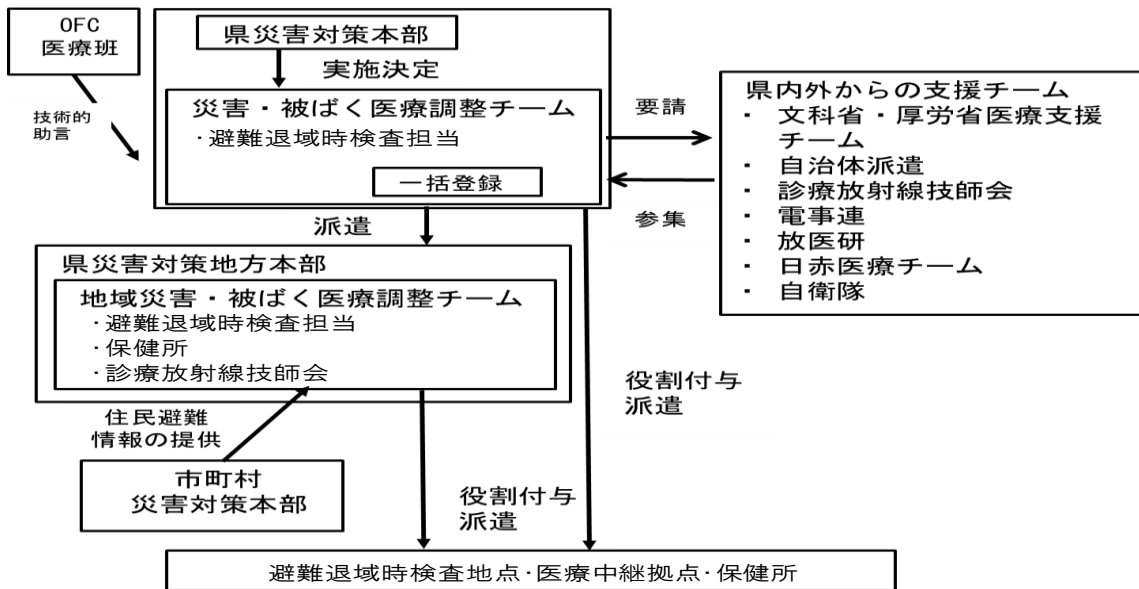
新：避難退域時検査→OILに基づく防護措置としての避難の際に、避難や一時移転される方の汚染状況を確認する目的として実施される検査。避難退域時検査では、除染を行う判断基準（以下、「OIL4」という。）以下であることを確認する。

### ○原子力災害対策指針 用語の変更

旧：除染等

新：簡易除染→検査場所において簡単に実施することができる簡易な除染。避難退域時検査の結果、OIL4以下でない場合には、OIL4以下にするために簡易除染等をする必要あり。

参考：福島県原子力災害医療行動計画（図 10.5.2 避難退域時検査の指揮系統）

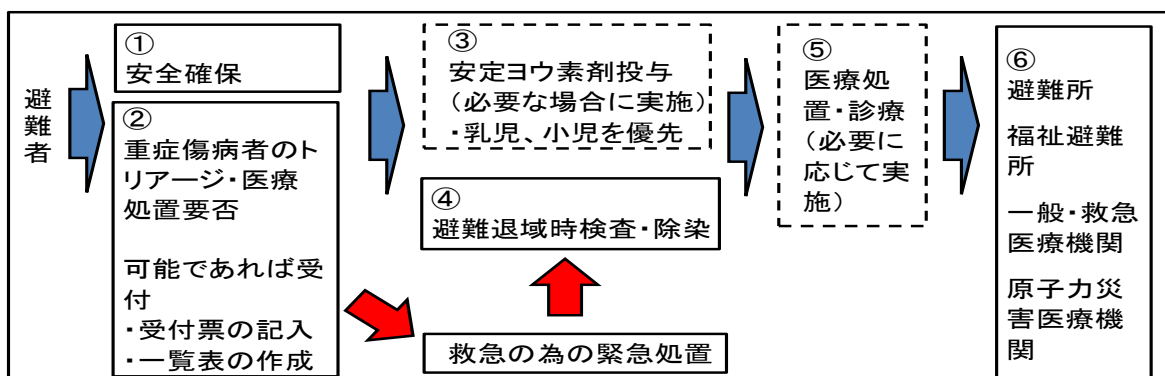


## ★ 医療中継拠点の追加

医療中継拠点→避難区域内からの避難者のT T Tと避難退域時検査を行う拠点

- ・ 設置場所は、避難区域に隣接する避難区域外で、避難経路の幹線道路付近
- ・ 小児等への安定ヨウ素剤配布場所としての役割も果たす
- ・ 避難所や避難退域時検査ポイントとは別に設置

参考：福島県原子力災害医療行動計画（7.4.2 医療中継拠点での活動のフロー）

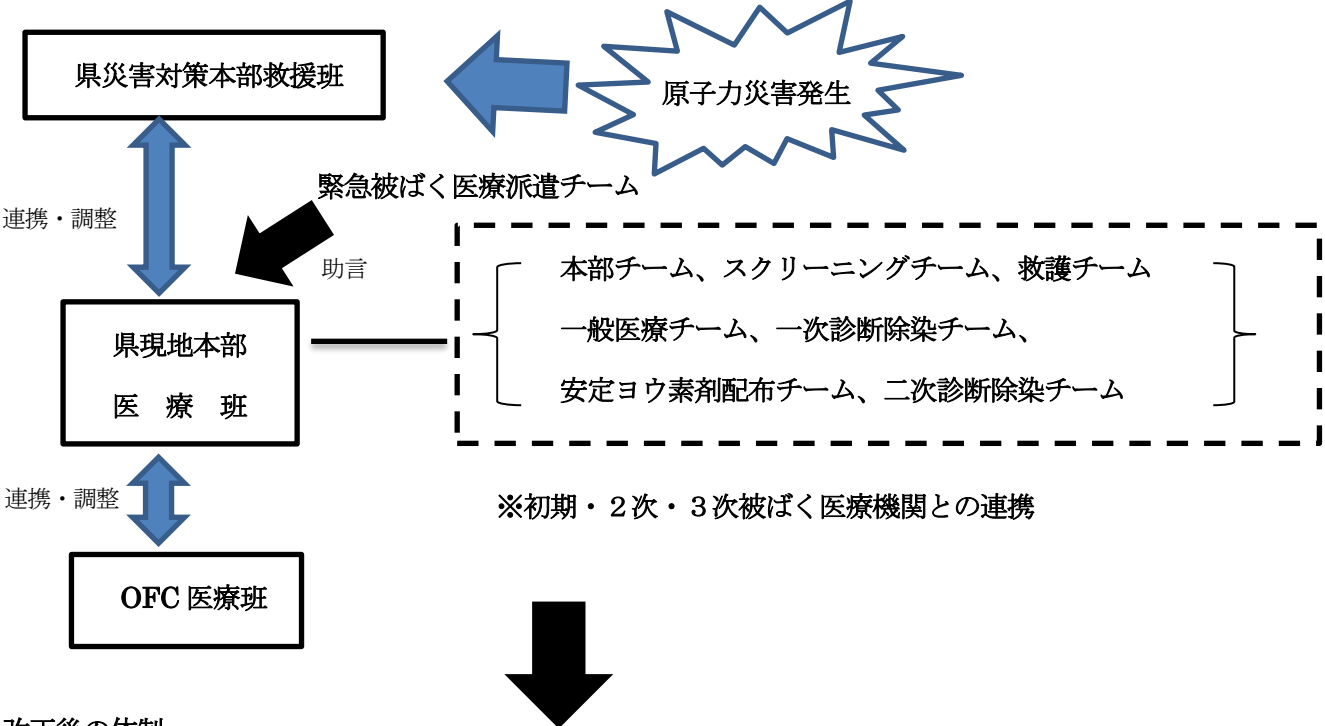


# ★ 県現地対策本部医療班の修正

## 現行の体制

県原子力現地対策本部→原子力災害発生時、オフサイトセンター（第一原発：南相馬、第二原発：楢葉）に設置される。本部長は副知事で、（表5）現地本部組織表【新旧対照表P100】のとおり、複数の班を組織する。

医療班は、スクリーニングチーム等を組織し、オフサイトセンター医療班（以下、「OFC 医療班」という）と連携し、現地での被ばく医療活動を行う。



## 改正後の体制

・一方で、福島県原子力災害医療行動計画では、「災害・被ばく医療調整チーム」が各種調整を行うこととされている。行動計画との整合性を図るため、地域防災計画の医療班の機能を修正。

- 「災害・被ばく医療調整チーム」に医療班の機能を集約化
- 医療班は、現地の情報収集及び救援班・OFC 医療班との調整等を行う

